河川の占用等における暴力団の排除に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、和歌山県の事務及び事業における暴力団の排除に関する要綱(平成23年10月25日施行。以下「暴排要綱」という。)第3条第8号に掲げる事務のうち、河川法(昭和39年法律第167号)第24条又は第25条の許可において暴力団を排除することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。
 - (1) 暴力団 和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。
 - (2) 暴力団員等 暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。
 - (3) 役員等 次に掲げる者をいう。
 - ア 法人にあっては、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者 をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、業務を 執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有す ると認められる者を含む。
 - イ 個人事業者にあっては、当該個人事業者及びその使用人で支配人、店長、支店 長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者 をいう。
 - (4) 申請者等 土地の占用又は土石等の採取の許可の申請者をいう。
 - (5) 排除措置 土地の占用又は土石等の採取の許可の不許可又は許可の取消し措置をいう。
 - (6) 排除措置対象者 国からの通達等において特定の定めがあるものを除き、次に掲げる者をいう。
 - ア 暴力団
 - イ 暴力団員等
 - ウ ア及びイに掲げる者以外の者であって、次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 役員等が暴力団員等に該当する者
 - (4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (ウ) 役員等が、自己、その属する法人若しくは第三者の不正の利益を図り、又は 第三者に損害を加える目的その他不当と認められる目的をもって、暴力団又は 暴力団員等を利用している者
 - (エ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭その他の財産上の利益を与え、若しくは便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者
 - (t) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると 認められる者
 - (カ) 役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が(ア)から(オ)までのいずれかに該当するものであると知りながら、当該契約を締結している者

(7) 排除措置担当所属長 排除措置の対象となる県の事務及び事業の施行を担当する 所属の長をいう。

(排除措置)

第3条 排除措置担当所属長は、申請者等から土地の占用又は土石等の採取の許可に係る申請があったときは、暴排要綱第5条から第9条に定められた手続に基づく事務を施行し、申請者等が排除措置対象者であった場合は、河川の占用等における審査基準に基づいて適正な排除措置を講じることとする。

附則

この要領は、平成25年5月31日から施行する。